

おもいやり

2017年12月 Vol.2

足利市人権推進広報紙 第2号
発行 平成29年12月 1日
足利市総務部人権・男女共同参画課
電話：0284-70-8600
ファックス：0284-73-8066
E-mail：jinken@city.ashikaga.lg.jp

きれいな花を
いっぱい咲かせよう！

人権の花運動



この運動は、子どもたちが協力しながら花を育てることで、命の尊さや優しい思いやりの心を育むことを目的として全国で実施されています。

足利市では、足利人権啓発活動地域ネットワーク協議会が主催となり、毎年市内の小学校の中から4校を選定して人権の花運動を実施しています。

今年度は、青葉小学校、桜小学校、北郷小学校、坂西北小学校の4校に5月から6月にかけて、同協議会から花が贈られました。

各学校では、贈呈式が行われ、全校児童と教職員が見守る中、人権擁護委員から代表児童たちへ花が手渡されました。

児童からのお礼の言葉の後は、代表の人権擁護委員から「人権の花を通して思いやりや優しい心を育んでほしい」「思いやりを持った立派な大人になってほしい」などの話がありました。

贈呈された人権の花は、児童らによつて校内の花壇やプランターに植えられ、みんなで協力して水やりなどをを行い、元気できれいな花をたくさん咲かせてくれます。



「人権の花を育てた感想（児童アンケートより）」

●花のお世話をたくさんすればするほど、きれいに咲いてくれるからうれしかったです。

●「人権の花」として育てた花は、命の大切さを知って育てたものだったので、今まで育てた植物の中で一番心をこめて育てられたと思います。虫がついてしまったとき、自分も虫が苦手だけど、花のために取ったことがあり、少し強くなれたときもありました。特に、つぼみだった花が咲いたときは、うれしかったです。動かないけど、生き物として世話をしたので、物や人、他の動物を大切にすることが強くなったと思います。

●みんなで花に水をあげたり、草むしりをするのは楽しいと思つた。花に水をあげたりしないとすぐに枯れてしまうので、水をあげたりするのは大切だと思つた。

●今回自分で人権の花を植えて、とても楽しかったです。一回枯れてしまったけど、枯れてしまった花からたくさん種が出てきて、また植えたら出てきて、とてもうれしかったです。また植えたいです。

「足利市には日本遺産・足利学校があります。そして学校には論語があり、今、小学生たちも論語の素読をしています。その論語の中に「恕」*の言葉があります。足利市民は互いに認め合い、思いやり、住み良い、明るい街にしていきたい」との思いから名づけられました。

*「恕」…「思いやり」のこと。

「子貢問いて曰わく、一言にして以て終身之れを行うべき者有りや、と。
子曰わく、其れ恕か。己の欲せざると所、人に施すこと勿かれ、と。」

(書き下し文：足利市教育委員会編集・発行「論語抄」から)

題字の
「おもいやり」
とは

ご存知ですか？

部落差別解消推進法が 施行されています



「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が、平成28年12月16日に施行されました。

すべての国民が等しく基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目指した法律です。

この法律では、現在も部落差別が存在していることや、部落差別は許されない社会悪であることを明確にしています。また、部落差別の解決は、国や地方公共団体の責務であることを改めて明確にするとともに、国や地方公共団体の役割（法に基づいた部落差別を解消するために必要な教育や啓発への取り組み）を定めています。

足利市では、より多くの方々に部落差別解消推進法を知っていただき、理解を深めていただけるよう、部落差別をテーマとした講演会などの人権啓発事業の中で、市民の皆様や行政職員それぞれに 部落差別に関する内容を主とした事業の実施に取り組んでいます。

私たち一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない明るい社会を築いていきましょう。

「部落差別解消推進法」の条文です

（平成28年12月16日法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

12月4日から10日は人権週間です！

足利市の「人権擁護委員」 足利人権擁護委員協議会足利部会

足利市内には、現在13名の
人権擁護委員がいます。
地域の皆さんの人権が侵
害されることがないように
常に見守っています。また
より多くの方に人権につい
て関心を持ってもらえるよ
うに市や法務局と連携して
様々な啓発活動を行って
います。



足利市ふれあいのつどい
リーフレットや啓発物品の
配布と、人権キャラクターの
着ぐるみでPR活動



小学生人権書道コンテスト
委員全員で作品を審査



足利市「いのち・愛・人権」展
リーフレットや啓発物品を
配布



人権啓発ホスターコンテスト
ポスター審査会の委員とし
て作品を審査

その他の啓発活動等

- ・人権相談
- ・小学校での人権の花運動
- ・公民館での人権講話
- ・学校での人権教室
- ・地区団体での人権講話
- ・ひととひとのフォーラム
- ・足利の開催 など



身近な相談パートナー

人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアの方たちで、人権相談や各種啓発活動、人権侵害被害者の救済のお手伝いなどを行っています。ひとりで悩まず人権擁護委員までご相談ください。

人権課題をめぐる最近の法律を紹介

【障害者差別解消法】(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律) H28.4.1施行

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進する法律で、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を規定しています。

◎内閣府ホームページ：障害を理由とする差別の解消の推進
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>)

【ヘイトスピーチ解消法】(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律) H28.6.3施行

日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような言動の解消に取り組むことを定めた法律です。

◎法務省ホームページ：ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動
(http://www.moj.go.jp/jinken/jinken04_00108.html)

【再犯防止推進法】(再犯の防止等の推進に関する法律) H28.12.14施行

仕事や住居、身寄りがないため孤立しがちな刑を終えて出所した人が、国民の理解と協力を得て社会復帰することを支援し、再犯の抑制をめざす法律です。

◎法務省ホームページ：再犯の防止等の推進に関する法律の施行について
(http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00049.html)

今年のフォーラムは、12月9日(土)に「コムファースト・アピタ足利店 1階 コム広場」、10日(日)に「足利市民プラザ 文化ホール」で開催します。
 詳しくは、ポスター・チラシ、「あしかがみ」(11月号)を見てね



人権イメージキャラクター
 人KENまもる君

★ 人権尊重の意識づくりと男女共同参画社会の実現を図るため、「人権週間」に伴う啓発事業の一環として、フォーラム実行委員会が中心となって開催しています。 ★



【第1部】表彰式

昨年の「ひとtoひとのフォーラム足利 2016」の様子



【第2部】講演会



【第3部】展示会・着ぐるみショー

●●●●● 「世界人権宣言」と「人権週間」 ●●●●●



人KENあゆみちゃん

世界人権宣言は、1948(昭和23)年12月10日に、国際連合総会で採択され、その後、12月10日は「人権デー」に指定され、国連をはじめ各国で「人権」をテーマに様々な行事が行われています。

この宣言は、前文と30の条文で構成されています。全世界すべての人々の人権を守ることを公的に明らかにしたもので、多くの国々で翻訳されており、世界的にも重要な文書のひとつです。日本では、12月4日から10日を「人権週間」に定めて、全国的に人権意識の高揚を図るための啓発活動が展開されています。

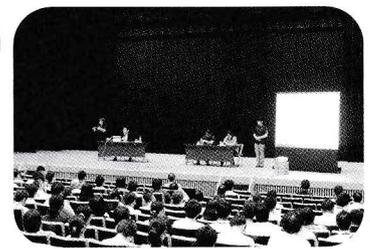
足利市では、「ひと to ひとのフォーラム」の開催や人権推進広報紙「おもしろ」を発行し、たくさんの市民の方に「人権」を考えてもらえるような取り組みをしています。

人権啓発活動
 紹介②

足利市では、市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、様々な人権問題に関する差別意識の解消を目的に、8月の栃木県人権教育・啓発推進県民運動協調月間に合わせて、人権問題講演会を毎年3回開催しています。

本年度は、「部落差別解消推進法」が平成28年12月に施行されたことに伴い、「同和問題」をテーマに7月24日、8月9日、8月24日に開催しました。

人権問題講演会は、市職員の人権研修を兼ねており、述べて約1,000名の市職員と約300名の市民や団体・企業関係者の参加がありました。3回の講演とも部落解放同盟栃木県連合会の協力のもと、解消法が誕生した経過や意義、課題等の分かりやすい解説のほか、結婚問題をテーマとした対談形式の講演等を行いました。



結婚問題について対談形式で講演(8月24日)

様々な人権課題②
 「北朝鮮当局による人権侵害問題」

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が平成18年6月に施行され、我が国の緊急の国民的課題である拉致問題の解決をはじめ、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

国では、拉致問題の一日も早い解決の必要性を多くの方々に理解していただくよう、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。